

●香川県告示第180号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和2年6月2日から同月16日まで香西漁業協同組合において縦覧に供する。

令和2年6月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

高松市香西本町668番地3 明石 博行

高松市香西本町675番地19 大石 芳孝

高松市香西本町669番地3 岡 寛

2 加入区の名称

香西加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

香西漁業協同組合